電力受給契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により電力受給契約を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、電力の受給に関して、この契約書及び山梨県企業局財務規程（昭和 41 年山梨県企業局管理規程第三十七号。以下「財務規程」という。）に定めるもののほか、仕様書及びその他の関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（受給電力）

第２条　甲は、甲の所有する次項の発電所の発電電力から、甲が使用する所内消費電力等を除く全ての電力（以下「受給電力」という。）を乙に供給し、乙はこれを全量購入するものとする。

２　契約の対象となる発電所は次のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力kW
塩川発電所	北杜市須玉町江草13550	1,100

３　電力受給期間は令和９年４月１日から令和１１年３月３１日とする。

４　甲から乙に供給する予定売電電力量は、次のとおりとする。

	予定売電電力量	期　間
令和　９年度	5,129,000 kWh	令和　９年４月１日～令和１０年３月３１日
令和１０年度	5,200,000 kWh	令和１０年４月１日～令和１１年３月３１日

５　受給電力が予定売電電力量に比べて増減がある場合でも、乙は甲から全量購入するものとする。

（受給地点、電気方式等）

第３条 前条の電力の受給地点、電気方式、最大出力、周波数、電圧及び力率は、次のとおりとし、甲は一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づき、周波数、電圧及び力率を正常な値に保つものとする。

受給地点	電気方式	最大出力	周波数	連系電圧
塩川発電所	交流3相3線式	1,100 kW	50Hz	6.6kV

（送電時間）

第４条　甲は、毎日 24 時間送電する。ただし、発電所の点検又は手入れを要する場合その他必要がある場合は、受給電力の全部又は一部の送電を休止することができる。

（受給電力量の計量）

第５条 毎月の受給電力量の計量は、計量法（平成４年法律第 51 号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

２　前項の計量は、原則として一般送配電事業者が、毎月末日 24 時に行う。

３　電力量計に故障が生じたときの受給電力量については、その都度、甲乙協議して確定するものとする。

４　甲は、電力の受給について乙が必要とする事項を記録するものとし、乙の求めに応じてこれを提出するものとする。

５　乙は、甲と協議のうえ、第２項で定める計量日以外の日時においても、臨時検針を行うことができる。この場合、甲はこれに協力する。

６　法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を取り替える場合、又は甲の事情により電力量計の取付位置を変更する場合、これに要する費用は甲が負担する。

（電力量料金）

第６条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に次の電力量料金単価を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「1 円未満切捨」という。）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額（１円未満切捨）とする。

電力量料金単価 （１キロワット時につき）	○○円○○銭 （消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

（電力量料金の支払）

第７条　甲及び乙は、毎月月初に前月分の受給電力量等料金算定上必要な事項を確認するものとする。

２　甲は、前条の電力量料金を第５条第２項に定める計量日の翌月 10 日までに乙に請求し、乙は、当該月の月末まで（（以下「支払期日」という。）に甲に支払うものとする。

３　支払期日が山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日を支払期日とする。

４　乙の責めに帰すべき事由により支払期日までに当該電力量料金を甲に支払わない場合、甲は、当該支払期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該電力量料金の未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

（契約保証金）

第８条　本契約に係る契約保証金については、山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号）第109条の規定によるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、同規則第109条の2の規定に該当する場合には、契約保証金の納付を免除するものとする。

（発電見込みの通知）

第９条　甲は、翌日の発電見込みを乙に通知する。なお、発電機出力は河川流量により増減するため、発電見込みと実績値とは相違することがある。

（発電バランシンググループへの加入等）

第 10 条　甲は、第２条第３項に定める受給期間において、乙が指定する発電バランシンググルー

プに所属するものとする。ただし、甲は発電バランシンググループの所属に係る経費を負担しない。

2　乙は、甲の原因によるインバランス料金が発生した場合において、甲に対して金員及び発電量等の一切の請求を行うことはできない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 11 条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（運用申合せ書の作成）

第 12 条　電力の受給に関する運用につき、仕様書等で定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2　前項の場合において、甲又は乙は運用申合せ書を作成するものとする。

（甲の契約解除）

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。なお、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わないものとし、解除した場合、甲は違約金として、第２条第４項で定める予定売電電力量に第６条で定める電力量料金単価を乗じて得た額から、履行済みの金額を差し引いた額の100分の15に相当する金額を徴収することができる。

⑴　乙が納付期限までに第７条による料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電力量料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）又はその見込みがないと甲が認めるとき

⑵　乙又は乙の代理人が契約の締結又は電力の買受けに当たり、不正な行為をしたとき

⑶　乙が、明らかにこの契約書等で定める契約条件を遵守できないと甲が認めるとき

⑷　乙が、電気事業法第２条の９の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき

⑸　乙が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第４項の規定により、納付すべき金額を納付していない小売電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき

⑹　乙が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当すると判明したとき

⑺　乙が、第７項に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき

⑻　前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき

⑼　第15条の規定によらないで、乙からこの契約の解除を申し出たとき

2　前１項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

⑴　この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。

⑵　乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成する

ことができないとき。

⑷ 乙の電力量料金の支払いが、納付期限を３回以上遅れたとき、又は２回連続で遅れたとき。

⑸ 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

３ 前２項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

⑴ 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第９条第２１号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員等(山梨県暴力団排除条例に規定する暴力団員等をいう。)であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団(条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

⑵ その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

４ 前３項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、甲に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により甲が支払いを受ける額を超える場合においては、その超える分について賠償するものとする。

５ 前４項の規定により乙が甲に対して賠償する損害の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその遅延利息のほか、甲が得べかりし利益についても、その範囲とする。

６ 前５項で規定する得べかりし利益は、次のとおりとする。

⑴ 第６条に規定する電力量料金単価に、契約解除日から契約解除に伴う新たな契約の電力受給開始日の前日までの間の発電電力量又は予定売電電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（１円未満切捨）。

⑵ 第６条に規定する電力量料金単価と契約解除に伴う新たな契約の電力量料金単価との差額に、新たな契約の受給開始日から第２条第３項で規定する受給期間が満了するまでの間の発電電力量又は予定売電電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（１円未満切捨）。ただし、新たな契約の電力量料金単価の方が高い場合、この限りではない。

７ 甲は、乙が第１項第１号から第６号及び第８号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

（甲の催告によらない解除権）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わない。

⑴ 第11条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。

⑵　本契約に関して次のいずれかに該当するとき。

イ　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第７条第１項又は第２項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第７条の２第１項の規定による命令）が確定したとき。

ロ　乙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第８条の２第１項の規定による命令又は同条第２項において準用する同法第７条第２項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第８条の３において準用する同法第７条の２第１項の規定による命令（乙に対してされたものに限る。））が確定したとき。

ハ　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前１３条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定による解除の場合に準用する。

３　第１項第１号の規定に基づいて甲が契約を解除した場合は、甲は違約金として、第２条第４項で定める予定売電電力量に第６条で定める電力料金単価を乗じて計算した額から、履行済みの金額を差し引いた額の100分の15に相当する金額を徴収することができる。

４　乙は、第１項第２号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、第２条第４項で定める予定売電電力量に第６条で定める電力料金単価を乗じて計算した額の100分の15に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、甲が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、甲に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（乙の契約解除）

第 15 条　乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

２ 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（契約解除の通知）

第 16 条　甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

（違約金等の遅延利息）

第 17 条 乙がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を乙に請求するものとする。

（託送供給等の契約）

第 18 条　乙は、この契約に基づき、乙と一般送配電事業者との間に、託送供給に関する契約を締結し、その確認ができる書類の写しを受給期間の初日までに甲に提出しなければならない。

（環境価値の取扱い）

第 19 条　甲が乙に供給する電力に含まれる非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）については乙に帰属するものとし、その価値は第６条の規定により算定される電力量料金に含まれるものとする。

（容量市場収入の取扱い）

第 20 条　甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得る収入については、第６条の規定により算定される電力量料金との精算は行わない。

２　前項の容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、乙は資料提供等の協力を行うものとする。

（発電側課金の取扱い）

第 21 条　甲及び乙は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者と甲の間で直接の契約関係として成立する、系統連系受電サービスに係る契約（以下「系統連系受電契約」という。）について、次のとおり対応する。

⑴　乙又は乙が属するバランシンググループの代表者は、一般送配電事業者を代理して、甲との間で、系統連系受電契約を締結する。

⑵　甲は、甲が新たに系統連系受電契約の締結を希望する場合、又は締結済の系統連系受電契約の内容に変更が生じる場合、乙に申し出る。

⑶　乙又は乙が属するバランシンググループの代表者は、締結済の系統連系受電契約の変更の申し出を受けた場合、発電量調整供給契約の変更として、一般送配電事業者へ申し出る。

⑷　乙又は乙が属するバランシンググループの代表者は、一般送配電事業者が甲との系統連系受電契約を解約する場合、本契約に係る発電量調整供給契約を変更する。

⑸　甲は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて、系統連系受電契約の締結に際し、あらかじめ承諾する。

２　乙は、第２条において定める対象発電所に係る系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息、及び契約超過金を甲から受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、甲に代わり一般送配電事業者に引き渡す業務について、甲から無償で受託する。

３　甲及び乙は、前項に定める業務について、次のとおり対応する。

⑴　甲は、系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金について、その都度、乙に支払うものとし、甲から乙への支払いは、第６条に定める電力量料金から乙が相殺することにより行う。

⑵　乙は、甲から受領した系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金について、その都度、甲に代わり一般送配電事業者へ支払う。

⑶　乙は、一般送配電事業者から系統連系受電サービス料金の通知があった場合には、甲に通知するものとする。

⑷ 甲は、次に該当する場合、前２項及び前２号にかかわらず、系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金について、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じた払い込み等により支払う。

イ 系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金を合計した金額が、第７条に定める電力量料金を上回る場合等で、甲乙間、及び乙一般送配電事業者間のそれぞれにおいて合意がなされた場合

ロ その他託送供給等約款に基づき、甲が一般送配電事業者に自ら支払う事項に該当した場合

４ 乙は、一般送配電事業者から甲に対し系統連系受電サービス料金の請求がなされた場合、経済産業省が制定する「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」に従い、甲に対して、第２条において定める対象発電所に係る系統連系受電サービス料金相当額を支払うものとし、乙から甲への支払いは、第６条に定める電力量料金から乙が相殺することにより行う。なお、系統連系受電サービス料金相当額は、系統連系受電サービス料金のうち、一般送配電事業者が乙に対し通知した額とし、消費税等相当額を含むものとする。

（契約内容の変更）

第 22 条　甲又は乙は、この契約の締結後において必要があると認めるときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更できるものとする。

（費用の負担）

第 23 条　この契約の締結、受給電力の購入及び非化石価値に係る手続等の費用は乙の負担とする。

（守秘義務）

第 24 条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

（提案書）

第 25 条　乙がプロポーザルで提案した事項の詳細については、甲及び乙が協議して決定し、乙はその内容について実施計画書を作成の上、電力受給期間開始前に提出するものとする。

２　乙は提案した事項の実施状況が確認できる資料を年１回提出するものとする。ただし、甲から指示があった場合は、その都度提出するものとする。

３　提案した事項の履行状況が著しく不適当と認められる場合は、契約等を解除する場合がある。

（所轄裁判所）

第 26 条　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所とする。

（定めのない事項等の処理）

第 27 条　この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙双方記名押印の上各自その 1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県公営企業管理者　齊藤　武彦

乙